

諮問日：令和2年1月30日（諮問第49号）
答申日：令和3年4月9日（答申第46号）
事件名：生活保護費用返還決定についての審査請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成31年2月7日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく生活保護費用返還決定（以下「本件処分」という。）は、理由の付記に誤りがあり、処分の全部を取り消すべきである。

第2 事案の概要

- 1 平成19年11月9日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した。
- 2 平成28年12月12日、審査請求人は証券会社に120,000円を振り込み、翌日証券会社は審査請求人に代わってMR F（マネー・リザーブ・ファンド）120,000円分を取得した。
- 3 平成29年2月15日、審査請求人は、証券会社に110,000円を振り込み、翌日証券会社は、審査請求人に代わってMR F 110,000円分を取得した。
- 4 平成29年2月23日、審査請求人は、〇〇〇〇の株式（単価〇〇〇〇円）〇〇〇〇株を223,200円で買い付けする約定を行った。同月28日証券会社は審査請求人に代わってMR Fを換金して購入代金及び事務手数料（1,080円）に充当し、審査請求人は、株式を取得した。
- 5 平成29年3月17日、審査請求人は証券会社から1,080円のキャッシュバックを受け、同月21日証券会社は、審査請求人に代わってMR F 1,080円分を取得した。
- 6 平成29年10月30日、審査請求人は証券会社に90,000円を振り込み、翌日証券会社は審査請求人に代わってMR F 90,000円分を取得した。
- 7 平成29年10月30日、審査請求人は〇〇〇〇の株式（単価〇〇〇〇円）〇〇〇〇

株を 90,900 円で買付する約定を行った。同年 11 月 2 日証券会社は、審査請求人に代わってMR Fを換金して購入代金および事務手数料(1,080 円)に充当し、審査請求人は、株式を取得した。

8 平成 30 年 2 月 7 日、審査請求人は証券会社に 70,000 円を振り込み、翌日証券会社は審査請求人に代わってMR F 70,000 円分を取得した。

9 平成 30 年 2 月 7 日、審査請求人は〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 69,100 円で買付する約定を行った。同月 13 日証券会社は、審査請求人に代わってMR Fを換金して購入代金および事務手数料(1,080 円)に充当し、審査請求人は、株式を取得した。

10 平成 30 年 5 月 11 日、審査請求人は、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 50,000 円で売付する約定を行った。同月 16 日審査請求人は、株式を引き渡し、証券会社は、事務手数料(1,080 円)および特定譲渡益税 3,701 円(国税及び地方税)を差し引いた売却代金 45,219 円分のMR Fを審査請求人に代わって取得した。

11 平成 30 年 5 月 30 日、審査請求人は、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 45,200 円で、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 53,000 円で、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 675,00 円で売付する約定をそれぞれ行った。同年 6 月 4 日審査請求人は、株式を引き渡し、証券会社は、事務手数料(3,240 円)および特定譲渡益税 4,908 円(国税及び地方税)を差し引いた売却代金 157,552 円分のMR Fを審査請求人に代わって取得した。

12 平成 30 年 6 月 5 日、審査請求人は〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 139,300 円で買付する約定を行った。同月 8 日証券会社は、審査請求人に代わってMR Fを換金して購入代金および事務手数料(1,080 円)に充当し、審査請求人は、株式を取得した。

13 平成 30 年 6 月 13 日、審査請求人は証券会社に 10,000 円を振り込み、翌日証券会社は審査請求人に代わってMR F 10,000 円分を取得した。

14 平成 30 年 6 月 13 日、審査請求人は、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 47,000 円で売付、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 112,600 円で買付する約定をそれぞれ行った。同月 18 日証券会社は、審査請求人に代わって①〇〇〇〇の株式の購入代金 112,600 円および〇〇〇〇の株式の購入にかかる事務手数料(1,080 円)の決済を行うため、②〇〇〇〇の株式の売却代金 47,000 円

から〇〇〇〇の株式の売却にかかる事務手数料(1,080円)および特定譲渡益税3,091円(国税及び地方税)円を控除した預かり金42,829円を充当した。同時に、審査請求人は、〇〇〇〇の株式を引き渡すとともに、〇〇〇〇の株式を取得した。

15 平成30年6月18日、審査請求人は、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を159,000円で売付、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を147,000円で買付する約定をそれぞれ行った。同月21日証券会社は、審査請求人に代わって①〇〇〇〇の株式の購入代金147,000円および〇〇〇〇の株式の購入にかかる事務手数料(1,080円)の決済を行うため、②〇〇〇〇の株式の売却代金159,000円から〇〇〇〇の株式の売却にかかる事務手数料(1,080円)および特定譲渡益税9,288円(国税及び地方税)を控除した預かり金148,632円のうち148,080円を充当した。同時に、審査請求人は、〇〇〇〇の株式を引き渡すとともに、〇〇〇〇の株式を取得した。

16 平成30年7月3日、審査請求人は、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を145,400円で、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を109,500円で、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を151,100円で、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を105,600円でそれぞれ売付する約定を行った。同月6日審査請求人は、株式を引き渡し、証券会社は、事務手数料(4,320円)および特定譲渡益税6,151円(国税及び地方税)を差し引いた売却代金501,129円分のMR Fを審査請求人に代わって取得した。その結果、審査請求人のMR Fの保有額は、507,861円分となった。

17 平成30年7月17日、審査請求人は、〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を225,000円で買付する約定を行った。同月20日証券会社は、審査請求人に代わってMR Fを換金して購入代金および事務手数料(1,080円)に充当し、審査請求人は、株式を取得した。

18 平成30年7月18日、処分庁は審査請求人に対し、生活保護法第63条に基づき、「あなたは、平成29年2月23日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式、平成29年10月30日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式、平成30年2月7日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式をそれぞれ購入(約定)されました。また、平成30年5月16日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式一部、平成30年6月4日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式、〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式一部、〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式一部、平成30年6月18日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式残りすべて、平成30年6月21日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式一部を売却(受渡し)されています。生活保護の制度上、株式は資産とみなされ、保有することは認められていません。保護受給中に購入した場合は株

式購入日を資力の発生日として認定します。資力発生日から実際に現金化(今回の場合、株式の売却)された日までに支払われた保護費を最大売却された金額まで返還していただくこととなります。それぞれの株式売却合計金額から源泉徴収税を引いた合計 394,232 円を生活保護法第 63 条に基づき返還を求めます。」との返還決定理由を付した生活保護費返還決定(通知書番号：〇〇〇〇号)を行い、審査請求人に通知した。

19 平成 30 年 7 月 19 日、審査請求人は〇〇〇〇の株式(単価〇〇〇〇円)〇〇〇〇株を 223,400 円で売付する約定を行った。同月 24 日審査請求人は、株式を引き渡し、証券会社は、事務手数料(1,080 円)を差し引いた売却代金 222,320 円および特定譲渡益税還付金 768 円(国税および地方税)の合計 223,088 円の MRF を審査請求人に代わって取得した。

20 平成 30 年 7 月 26 日、審査請求人は、即日引出の申込を行い、翌日証券会社は、MRF の換金を行い、審査請求人の銀行口座に 504,869 円を振り込んだ。

21 平成 30 年 8 月 7 日、審査請求人は、上記 18 の生活保護費返還決定に応じ、394,232 円を返還した。

22 平成 31 年 2 月 7 日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第 63 条に基づき、「あなたは、平成 29 年 2 月 23 日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式、平成 30 年 6 月 5 日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式、平成 30 年 6 月 13 日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)、平成 30 年 6 月 18 日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式、平成 30 年 7 月 17 日に〇〇〇〇の株式(〇〇〇〇)をそれぞれ購入(約定)されました。

平成 30 年 7 月 6 日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式をそれぞれ売却(受渡し)、平成 30 年 7 月 24 日に〇〇〇〇(〇〇〇〇)の株式を売却されました。

生活保護の制度上、株式は資産とみなされ、保有することは認められていません。保護受給中に購入した場合は株式購入日を資力の発生日として認定します。資力発生日から実際に現金化(今回の場合、株式の売却)された日までに支払われた保護費を最大売却された金額まで返還していただくこととなります。今回の場合は売却金額から源泉徴収税を引いた合計金額を返還していただくこととなります。それぞれの株式売却合計金額から源泉徴収税を引いた合計 724,217 円を生活保護法第 63 条に基づき返還を求めます。」との返還決定理由を付した生活保護費返還決定(通知書番号：〇〇〇〇号。以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

23 平成 31 年 4 月 23 日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分を取り消す

との裁決を求める審査請求をした。

第3 関係する法令等の規定

1 法1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

2 法4条（保護の補足性）

第1項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

3 法63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

4 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第3 資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

3 処分することができないか、又は著しく困難なもの

4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの

5 社会通念上処分させることを適当としないもの

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

エ その他の収入

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入

((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額

(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

5 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246

号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

第3 資産の活用

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。

ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

4 生活用品

(3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

2 収入として認定しないものの取扱い

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 次のいずれかに該当する就学資金

(ア) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費にあてられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに必要な最小限度の額

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

- (ア) 住宅資金又は転宅資金
 - (イ) 老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金
 - (ウ) 配電設備又は給排水設備のための貸付資金
 - (エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金
 - (オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金
 - (カ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金
- (4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。
- また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。
- (5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

6 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という)

第 3 資産の活用

問 8-2 債券の保有は認められないこととなっているが、有価証券はすべて保有が認められないのか。

答 株券、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券は、保有を認められない。

なお、保護申請時において、未公開株券等の直ちに処分することが困難な有価証券であって、一定期限の到来により処分可能となるものを保有する場合に限り、保護適用後売却益を受領した時点で、開始時の資力として法第 63 条を適用することを条件に保護を適用して差し支えない。

問 18 生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合はどのように取り扱ったらよいか。

答 被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段(収入の未申告等)により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。

さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

第 8 収入の認定

問 40 局長通知第 8 の 2 の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の更生資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の

合算額

- ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の療養・介護資金の貸付限度額に相当する額
- エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に相当する額
- オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額
 - (ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額
 - (イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額
 - (ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費(高等学校等就学費を除く)の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額(高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。)
- カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額
- キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額
- ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額
- ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額
- コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額
- サ 当該経費が次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第8の58の2の

2の(1)から(4)のいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

シ 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額

問 58 の 2 次官通知第 8 の 3 の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第 8 の 3 の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえない。

収入として認定しない取扱いを行なうにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合は、保護の実施機関が承認した下記 2 の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容が下記 2 の目的の範囲であることが認められる場合にあっては、この限りではない。

1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費(技能修得費の給付対象となるものを除く)

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必要な受験料(交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。))及び入学料等に限る。)

(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

(4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地

方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

- 3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。

7 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）

1 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添 1 の様式を活用されたい。

- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8 の 3 の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 8 の 40 の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱いして差しつかえない。）

- ④ 当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

- (ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）
- (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
- (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
- (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

8 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 14 条（不利益処分理由の提示）

第 1 項

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不

利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

第3項

不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の審査請求書および反論書における主張

(1) 理由付記（行政手続法 14 条 1 項）

本件処分に係る生活保護費返還決定通知書の返還決定理由によれば、「今回の場合は売却金額から源泉徴収税を引いた合計金額を返還していただくこととなります。」とあるが、処分庁が認定した売却金額がいくらなのか、源泉徴収税（源泉徴収された譲渡所得税のことと考えられる。）がいくらなのか明らかでないため処分庁が決定した返還額が妥当なのか審査請求人において判断できない。すなわち、処分庁が認定した売却金額及び源泉徴収税の金額が記載されていないという理由付記に関する違法がある。

なお、審査請求人において計算したところ、該当する株式売却金額の合計は、72 万 9600 円であり、源泉徴収された譲渡所得税は 6151 円であるので、これを減算した 72 万 3449 円と決定された返還額である 72 万 4217 円と合わない。

(2) 「資力」の解釈・適用の誤り

審査請求人は、平成 28 年 12 月 12 日から平成 30 年 2 月 7 日にかけて合計 40 万円を株式取引に充てる目的で〇〇〇〇の預金口座から出金して〇〇〇〇に預けている。そして、この 40 万円をもとに証券会社が株式を購入し、あるいは購入した株式を売却して、その結果 50 万 4869 円が証券会社から審査請求人の〇〇〇〇の口座に振り込まれた。

そうすると、法 63 条の「資力があるにもかかわらず」における「資力」は本件では証券会社に預けた 40 万円が転化した株式ないし、その株式が転化した 50 万 4869 円ということになる。従って、審査請求人の一連の証券取引における返還額は 50 万 4869 円が限度であり、その内 39 万 4232 円は返還しているのであるから、審査請求人が現に得ている利得は 11 万 637 円となる。そして、これを超える返還を命じる本件処分は違法である。

(3) 40 万円は保護費のやりくりによって生じた保有が認められるべき財産であること

審査請求人が証券会社に預け入れた 40 万円は、審査請求人が保護費や共済年金をやりくりすることによって〇〇〇〇の口座に預けていたものである。保護開始時に保有していたものではなく、不正な手段により蓄えられたものでもなく、将来の資金需要のために蓄えたものであり、保有が認められる財産である。

この40万円は、一度は株式を購入することによって有価証券に転化して保有が認められない財産となったが、その後処分庁の指導に従い株式を売却して預金債権化することによって、再び保有が認められるべき財産になったと考えられる。審査請求人が証券会社から受け取った50万4869円のうち40万円は保有が認められる財産として返還の対象とはならない。そして残額の10万4869円は既に、平成30年8月7日に返還しているのであるから、本件処分には理由がない。

(4) 現実化した時点での資力の額

証券会社を介した証券取引においては、証券会社と顧客との間で個別の取引に対応した金銭の授受が行われるのではない。一定の金額を顧客が証券会社に預けてその金額の範囲で一定の期間、問屋である証券会社が顧客の指示に基づいて証券会社の名で株式の売買を行い、その売買の結果に基づいて最後に精算して金銭を受領するのである（交互計算。商法529条）。

本件では、審査請求人は〇〇〇〇に合計40万円を預けて、平成29年2月28日から平成30年7月24日までの間、合計18回株式の売買を行い、その売買の結果に基づいて同月27日に50万4869円を受け取ったのであり、審査請求人が一回一回の株式売却ごとに、売却代金を受け取ったのではない。すなわち、本件では、審査請求人が〇〇〇〇から受領したのは、50万4869円であり、株式売却代金の合計114万4820円ではない。すなわち、50万4869円が平成30年7月27日に現実化した資力となる。

この点に関し、本件と類似する事例における通達として、債務整理にかかる必要経費の認定に関するものがある。

「多重債務を抱える被保護者が複数の債務を弁護士に依頼して一括して整理する場合には、債務整理の結果得られた残額を次官通知第8の3の(2)のエの(イ)の臨時収入として認定することになる。また、債務整理のための弁護士費用については、必要経費として控除して差し支えない。

したがって、この事例では、和解金100万円からA社及びB社の債務の弁済に充てた30万円と25万円を差し引いた残額45万円から8千円を引いた額が収入となり、さらに弁護士費用15万円を必要経費として控除した29万2千円を収入認定することになる。」

すなわち、過払金と債権者への弁済金と弁護士費用の精算後の金額を収入認定の基礎とすべき金額を収入認定の基礎とすべき金額としている。

本件と比較すれば、C社から支払われた和解金100万円は株式売却金114万4820円に、A社及びB社に支払った金員は株式購入金101万4660円に、弁護士費用は源泉徴収された所得税2万7139円に対応する。通達の考え方に従えば本件では10万3021円が審査請求人の現実化した資力として認定されるべきである。

そして、この10万3021円は既に、平成30年8月7日に返還しているのであるから、本件処分には理由がない。

(5) 返還免除を考慮しておらず、全額を返還額としていることの違法性

生活保護は自立助長を目的としているから、不当利得返還請求権に基づき、単に返還を求めるのではなく、被保護者の自立更生に役立つ場合はその返還を免除することができる。そして、厚生労働省は、返還を免除することができる場合として、別冊問答集問 13-5 に記載された通り例示しており、その中には就労に資する技能を習得する経費も含まれている。

審査請求人は、少しでも就労の機会を増やそうと、就労に資する技能（資格）を取得してきた。

例えば、パソコンに関する資格を取得するためにパソコン教室に通い、平成 30 年 7 月 31 日から平成 31 年 2 月 5 日にかけて授業料等の費用の合計 8 万 4800 円を支払った。平成 30 年 10 月 30 日には、日本商工会議所の PC 検定（データ活用 B 級）の受験料として 4120 円を支払った。そのほかにもファイナンシャルプランナーなどの資格取得に必要な費用を支払ったこともあった。これらの費用は審査請求人の自立更生のための費用といえるが、これまで保護費として支給されたことはなかった。

処分庁は、本件処分の前に審査請求人の自立更生のための費用の有無を検討していない。審査請求人は、本件処分の前に処分庁から自立更生費の有無を調査されたことはなかった。

法 63 条の趣旨に鑑みれば、被保護者の自立更生費の有無は、返還額を決定する上で重要な判断要素であるといえ、処分庁が本件決定に差し、自立更生費の有無という観点を考慮することなく決定額を定めたことは、判断要素の選択に合理性が欠けていたといえる。

(6) 理由付記の点について

審査請求人が問題にしているのは、処分の理由に記載されている通りに株式の売却金額から源泉徴収された譲渡所得税を引いて計算したところ、その計算結果が本件処分の返還額と異なるので、その差異が処分庁の計算の過誤によって生じたのか、それとも別の原因で生じているのかわからないという点である。そのため、審査請求をするにあたって前記の差異が生じていることが適切なかどうか処分の理由の記載を読んでも審査請求人にはわからなかった。審査請求をするにあたって、審査請求人の不服の申立に便宜を与えるという趣旨には合致しているとはいえない。

仮に、処分庁が処分の理由で認定した売却金額及び源泉徴収された譲渡所得税の金額を記載すれば、処分庁も、計算された金額と返還額とで差異が生じることはわかったはずである。処分庁が認定した売却した金額及び源泉徴収された譲渡所得税の金額が記載されなかったために処分庁も慎重な判断をする機会を失ったといえる。

結局、本件処分の理由の記載では、審査請求人の不服の申立てに便宜を与えるという趣旨にも、処分庁の処分の慎重さを確保するという趣旨にも合致していな

いので、理由付記に関する違法がある。

(7) 40万円が保有が認められる財産かどうかについて

処分庁はこれまでの経緯からすれば、審査請求人に悪意があること、及び速やかに預金債権化したとは言い難いという理由で、40万円の預金債権は保有を認められた財産ではないと主張する。

処分庁が「悪意」をどのような意味で用いているのかやや不明であるが、審査請求人は処分庁から株取引をしてはならないと指導されているのに敢えて株式を購入したものではない。審査請求人は株取引により利益が出れば収入認定の対象となるという説明を受けたが、株取引が禁止されているとか、株式の保有が認められないという説明を受けたことはなかった。審査請求人は株取引について利益は収入認定されてお金が入るわけではないが、禁止されているとは認識していなかった。それが良く表れているのが、ケース記録票平成30年7月19日の記載である。63条返還を告げられた審査請求人について「主、びっくりされ利益が出た分だけ返せばよいと思っていたと発言あり。」と記録されている。

また、審査請求人は処分庁も認めるように株取引をした都度処分庁に申告し不正な意図をもって株取引をしたことはない。そして、審査請求人は、処分庁から、株式は保有が認められない財産だから速やかに処分をするように指導指示を受けたことはなかったが、自発的に株を売却し証券会社の口座を解約して預金債権化した。処分庁から速やかに預金債権化したとは言い難いと指摘は当たらない。

また、課長通知第3の18によれば、保有を容認するかどうかの判断にあたって、保護受給者の悪意や速やかに預金債権化しているかどうかを問題にしていないのであって、処分庁の主張は当たらない。

(8) 「資力」が現実化したのはいつか

ア 問題の所在

処分庁の主張と審査請求人の主張で大きく異なるのは、法63条に関して「資力」が現実化した時点が、証券会社が審査請求人の指図に従って個別に株式を売却した時か、審査請求人が証券会社から交互計算された金額を受領した時かという点である。

イ 株取引の実態

証券会社は、証券取引所において証券会社自身の名で顧客のために証券の売買を行う。顧客の株式といっても、形式上は証券会社の株式ということになる。株式というと、紙片として存在している株券を想起されるかも知れない。しかし、従来、紙片として存在していた証券が、取引の効率化の要請コンピューター技術の進展が相俟って、ペーパーレス化が急速に進んだ。顧客の証券は、証券会社が管理する帳簿上の口座記録としてのみ存在するようになり、その権利の移転は、口座残高の増額と減額記帳によって表されている。

顧客が有する株式に関する権利は、証券会社の帳簿上の口座記録として存在している間は観念的なものであり、証券会社から株式の売却代金が顧客の口座

に振り込まれた時に初めて現実化される。「資力」が現実化した時点というのは、審査請求人が証券会社から交互計算された金額を受領した時と考えるよりほかはない。

ウ 「資力」が現実化したときに返還させるとした趣旨

法 63 条の趣旨や法的性質は、審査請求書第 2 の 3 の(2)アで述べた通りであるが、同条が資力が現実化した時に、その現実化した資力の範囲内で保護費を返還させるとしたのは、「資力」が現実化して保護受給者の手もとにこないことには、保護受給者が最低生活費を確保しながら保護の実施機関に返還金を返還することができないからである。

処分庁は、資力が現実化した時点を証券会社が株式を売却した時点と捉えているが、その時点では売却代金は証券会社が管理しており、審査請求人の手もとにはなかった。売却代金が審査請求人の手もとにきたのは、審査請求人が株式を売却するよう証券会社に指示し、さらにその後、証券会社の口座を解約して〇〇〇〇の〇〇〇〇の口座に入金があった平成 30 年 7 月 27 日である。この時点で初めて、審査請求人は最低生活費を維持しながら処分庁（保護の実施機関）に返還金を返還できる状態になったのである。

そうすると、法 63 条が資力が現実化した時に、現実化した範囲内で保護費を返還させるとした趣旨に鑑みれば、資力が現実化した時とは、審査請求人が主張する通り、審査請求人が証券会社から交互計算された金額を受領した時、すなわち平成 30 年 7 月 27 日ということになる。

(9) 購入代金の経費性

百歩譲って、法 63 条に関して「資力」が現実化した時点が、証券会社が審査請求人の指図に従って個別に株式を売却した時と考えるとしても、株式の購入代金は、株式の売却代金を得るにあたって必要な費用（経費）であることは明らかであるので、収入に関する必要経費（次官通知第 8－3－(1)、同第 8－3－(2)）の考え方に鑑みれば、株式売却代金から株式購入代金を控除して「資力」を計算すべきである。

(10) 全額返還としていることの違法性

ア 裁判例

「法 63 条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権

の範囲を逸脱し又はこれを濫用したしたものとして違法となると解するのが相当である。」（東京地裁平成 29 年 2 月 1 日判決言渡平成 27 年（行ウ）第 625 号生活保護返還金決定処分等取消請求事件）

イ 本件へのあてはめ

審査請求人は、「技能習得」（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知第 8 の間 40 の(2)のア）のため、ないし「就労や早期の保護脱却」（同通知第 8 の間 58 の 2 の 2 の(2)）のために、司法書士試験を受験したり、パソコン教室に通ったり、日本商工会議所の PC 検定を受験したりした。

そして、これらの費用が保護費から支給されないかについて、審査請求人は、処分庁の担当ケースワーカーに「相談」（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知 1 の(1)の③。処分庁は「申告」の語を用いているが正しくは「相談」である。）をしていた。このことはケース記録票の記載からも裏付けられる。例えば平成 30 年 1 月 29 日の記載では「パソコンの資格を取ろうかなとも発言していた。」「本人も言っていたパソコンの仕事など（データ入力）が適しているのかもしれない。」とある。また、平成 29 年 7 月 18 日の記載では「司法書士の試験の話になり、今年は試しに受けている。来年は本番だと思っていると言っていた。主には就労するために資格の試験を受けることもいいが、まず目先で働いてもらうことも必要だ」とある。

そうすると、審査請求人が技能取得や資格取得のために支出した費用は、返還額から控除されるべき費目の要件を満たしていると考えられる。

しかし、処分庁は返還額を決めるにあたって、審査請求人が技能取得や資格取得のために支出した費用を控除していないし、ケース記録票上、控除を検討したと認められる記載も存在しない。

処分庁が、本件処分に係る返還額を決定するにあたって考慮すべき要素を考慮していないことは明らかであり、本件処分には裁量権を濫用逸脱する違法がある。

- (11) 処分庁は 1 回 1 回の売買で債権化されることを強調し「最後の収支で認定せよ」という審査請求人の主張はあまりにも一般の低所得世帯の感覚とは乖離している。」という。しかしながら、1 回 1 回の株取引の売却金額を合計して計算することで処分時に存在しないものについて返還を求めることの方が一般人の感覚と乖離するものである。そもそも、これらの判断は、株式取引における取引通念ないし社会通念によって判断されるべきものであって、低所得世帯の感覚か高所得者の感覚かで決められるものではない。処分庁の前記の主張は低所得者を差別するものとして批判されるべきである。

2 審査請求人から審査会に提出された主張書面の要旨

(1) 審査請求人に生じた資力の額

法第 63 条が資力が現実化した時に、その現実化した資力の範囲内で保護費を返還させるとしているのは、「資力」が現実化して保護受給者の手もとに来ないことには、保護受給者が最低生活費を確保しながら保護の実施機関に返還金を返還することができないからである。法 63 条により返還を求め得る額は、資力が現実化して保護受給者の手もとに来た時点での金額になる。

そして、審査請求人の資力が現実化して保護受給者の手もとに来た時点とは、証券会社から審査請求人の預金口座に証券会社の預り金 50 万 4869 円が振り込まれた時点である。その時点で初めて保護の実施機関に返還金を引き渡すことが可能となるからである。

審査員の意見のように、審査請求人の預金口座に証券会社の預り金が振り込まれた時点より以前の時点の金額を返還を求め得る額の算定基準時とした場合、実際に証券会社から振り込まれた金額よりも多くの額を返還しなければならないことになり、決定された返還額と実際に振り込まれた額の差額は保護費などの最低生活費を充足するための金額から充てざるを得なくなる。そうになると、最低限の生活を保障するという生活保護法の趣旨に反することになり、審査請求人の生存権（憲法第 25 条第 1 項）を侵害することにもなる。

(2) 法 63 条の返還額を定めるにあたって保護の実施機関に一定の裁量を与えた趣旨

法 63 条の返還額を定めるにあたって保護の実施機関に一定の裁量を与えた趣旨は、次のように考えられる。すなわち、法 63 条に基づく返還は、本来弁済されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるべきことになる。しかし、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等に、全額を返還させるのが不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量にゆだねたものと解される。

そうだとすれば、保護の実施機関は、被保護者の自立更生に関する費用を十分に把握したうえで、どの範囲で控除するかを決める裁量があるとしても、自立更生に関する費用を全く把握も検討もせずに返還額を決めることは、裁量の範囲を逸脱するものというべきである。

また、平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」を基に作成された『生活保護 別冊問答集』（2016 年版）の問 13-5 「法第 63 条に基づく返還額の決定」の（答）の（3）では「返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第 80 条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にしたうえで実施機関の意思決定として行うこと。」とされており、返還額を決定するにあたって、その額が適正かどうかに関する具体的

な事情を明確にして検討することを求めている。このことは、被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関に対して、被保護者が支出した自立更生費の有無やその内容を十分検討して妥当な返還額を決定すべきことを求めているものと解される。

(3) 本件処分にあたって自立更生費の検討の有無

審査請求人の令和元年9月20日付反論書(1)の第3の5の(2)にも記載したとおり、処分庁が本件処分をするにあたって、審査請求人に生じた自立更生費が存在するか否かの検討をしていなかったことは、乙2号証の記載からも明らかである(この点は審理員も指摘している)。

前記のとおり法63条返還の返還額を決めるにあたって自立更生に関する費用を全く把握検討せずに返還額を決める裁量は処分庁にないのであるから、本件処分は裁量権を逸脱濫用したものとして違法となる。

同様の裁判例(北九州市八幡東生活保護費63条返還裁判(福岡地方裁判所平成26年2月28日判決 賃金と社会保障1615・1616号95項)、大野城市生活保護返還金決定処分等取消請求事件(福岡地方裁判所平成26年3月11日 賃金と社会保障1615・1616号112頁))をみても、自立更生費の有無を検討しないでなされた返還決定は、判断要素の選択に合理性を欠き裁量権の逸脱濫用があったとして違法としている。本件処分も同様に自立更生費の有無を検討しないでなされたものであり、処分庁に与えられた裁量権を逸脱濫用するものとして違法である。

(4) 本件処分の不当性

本件処分に関する返還額がここまで膨らんだのは、処分庁の数度にわたる過失の積み重ねが大きく寄与している。この点は本件処分の不当性を考える上で重要である。

審査請求人は、決して処分庁に隠れて株式投資をしていたのではない。審査請求人は、処分庁の担当者に株式投資をすることをきちんと報告しており、その際、担当者からは、株式が保有の認められない財産であるとか、株式を保有した場合は売却して代金全額を返還してもらおう趣旨の説明を受けたことはなかった。そのことはケース記録の各所の記載を見ても明らかである。

例えば、平成26年12月17日の記録では、株取引について許可して欲しいという審査請求人の申し出に対して、「もし、株で利益が出て収入認定するので主にお金が入るわけではなく、損失が出た場合は自己責任になるのでリスクが高い割にはメリットが無い。」と説明している。株式の保有が認められないということは、利益分どころか元手とした出資額をも含む全ての額が原則として没収(保護費返還)の対象となり、リスクが高いどころか、リスク以外の何ものでもないことを全く説明せず、あたかも利益分のみが収入認定の対象となるかの如き説明をしている。

また、平成29年2月20日には近々株式を購入して運用していく予定である

との審査請求人の申し出に対し「生活保護上株式の運用というのはあまり馴染まないものである旨を説明し、株式を購入した時点を資力の発生日として利益が出た際には返還や収入認定の対象となるため、収入があった際には必ず報告するよう伝えた。」とあり、株式は保有が認められることを前提とした説明をしている。

さらに、審査請求人が株式を保有するに至った後の平成29年7月18日の訪問の際の記録として「株の話になり、〇〇〇〇の株を購入しているとのことだった。」とある。この記載からも、審査請求人が担当者に報告しているにもかかわらず、株式の保有が認められないとか、返還の対象となるといった説明が全くされていなかったことが明らかである。

処分庁が通達に沿って株式の保有は認められないことや、株式を購入すれば保有が認められない財産となって株式の売却やその代金の返還を求められることを審査請求人に適切に説明していれば、審査請求人は全額が必ずリスクとなることが明らかである株式投資などしなかったことは、言うまでもない。

審査請求人にとっては処分庁の担当者が株式の保有に関して適切に説明をしなかったために、株式投資に充てた40万円を失った結果となっている。処分庁の担当者が適切な説明をしていれば、この40万は別の有用な用途に充てられた筈のものである。

また、処分庁が初めて審査請求人が株式投資をしていることを把握した平成29年7月18日の時点で株式保有に関する通達を確認し、審査請求人に対して法63条に基づく処分をしていれば、返還額はせいぜい22万4280円程度（当時保有していた株式の購入金額）であったはずである。さらに言えば、平成29年2月20日に申し出のあった時点で適正な説明をしていれば、審査請求人は、そもそも株式への出資意思を撤回し、株式の購入指示はせず、その結果、株式投資を理由とする返還の問題は生じる余地がなかった筈のものである。ところが、処分庁が適切に対応しなかった結果として、返還額が出資の度にどんどん膨らんでいき、その全額が返還の対象となってしまったものである。

以上の如く、本件処分にあたっての処分庁の数度にわたる過失の積み重ねが、具体的に、審査請求人の返還額を増大させていったことの因果関係は、あまりにも明らかであり、そのような場合にまで全額返還を前提とする処分をすることは、あまり不当であり信義にもとり公平を害する。

3 処分庁の主張

生活保護制度において株の保有に関する規定は極めて少ない。東京都の生活保護運用事例集を含めても3つ程度である。まず、保有が認められる資産であるかどうかの判断から入ると、生活保護法による保護の実施要領の局長通知第3の4の(3)で貴金属及び債券の項目で保有を認めないこととしている。貴金属と債券という全く有形無形で関連のないものと同列に扱われているが、いずれも換金性の高い資産

である点が共通しており、生活保護法第4条第1項の補足性の原理からの利用しうる資産の中でも換金性が極めて高い資産として保有が認められないと解される。債券の中でも株など有価証券の取扱いについては、課長通知第3の8-2で株券など資産形成に資する有価証券は保有を認められないとあり、ここで株は明らかに保有が認められないことが確認される。ここでは、未公開株券などで例外が示されているが、本件はこれには当たらない。

本件は、例外にもあらず保有が認められない資産を有したことが、ここで確定するが、その具体的な取扱いについて、厚生労働省から示された実施要領やその取扱でも何一つ教示されるものがない。

こうした場合、各都道府県が作成している運用事例集を参考に検討することとなる。東京都が発行する運用事例集の問7-19-2で開始時保有の株式の取扱いについての教示がある。「要保護者が生活保護開始時に保有していた株式を売却した場合の取扱いについて示されたい」との問に対して、「株式は債券であるから、生活保護制度上一切の保有を認められない。」と強く保有が否定されている。従って「売却指導」を行うこととなり、売却のされた場合、「開始時時点における株式の価格ではなく、実際に売却された額を開始時の資力として法63条返還又は収入認定する。」とあり、潜在的価値ではなく、顕在化した価値で認定することとなる。また、保護受給中に株式を購入した今回のケースでは、「購入した時点を資力の発生日として、法第63条又は収入認定を行う。現金又は預貯金はやり繰りによって生じたものである一方、株式は資産であり、性格が異なることに注意する。」と教示されている。保護受給中の場合は、購入した時点で保有を認められる預貯金から保有が認められない株に転化した途端に生活保護制度では資力になってしまう扱いである。しかも、開始時で教示されたように、売買され潜在的価値が顕在化して資力発生時から利得が上がれば当然これも収入として認定されることとなる。このことについて、審査請求人から株の売買の特性から一連の売買の収支で評価すべきではないかとの意見があるが、売買については、1回1回の審査請求人からの指示で証券会社が売買をしていることから1回1回の売買で債券化が図られ、売って利得を得、そして購入して債券化は図られ、売って利得を得るということが繰り返される状況である。審査請求人はすぐにやめることもできるわけでこれを繰り返し行っても、最後の収支で認定せよという審査請求人の主張はあまりにも一般低所得世帯の感覚とは乖離しているといわざるを得ない。また、同事例集問8-34で被保護者の累積金の取扱いについて、「保護受給中に保有を容認できない資産性のあるものの購入（自家用自動車、高額の貴金属類、株・有価証券）や一般低所得者との均衡を失するような消費（観光その他の海外旅行、最低生活維持と関わりのない高額サービスの利用など）に充てる目的であれば、法の趣旨を説明し目的を変更するよう指導助言をする。指導に応じない場合には、2の取扱いと同様とすることも併せて説明を行う。」とあり、2とは廃止や分割収入認定を指している。今回は、処分庁は、株の購入を控えるよう指導助言を行っており、審査請求人もこのことを理解しながらも悪意

を持って株の購入をしたと判断できる。こうした状況では審査請求人が株の保有が認められることを知らなかったとはいえ、法 63 条の適用はやむを得ない判断である。

しかし、市長の提言箱などではあるが申告もしており、不実の収入を上げているわけではないので、78 条の適用はない。審査請求人からは、当該費用返還決定に対して違法性の指摘をされるが、株の保有をしないようもっと厳しく対応をする必要や制度の説明などもっと丁寧にすべき点もあったかもしれないが、これまでの説明のとおり違法性があるとまではいえず、努力義務と裁量の範疇であると考えます。

第 5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件審査請求に係る処分のうち 610,588 円の返還を求める部分は、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定に基づき取り消されるべきであり、その余の部分（113,629 円の返還を求める部分）についての審査請求は、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 生活保護法上の処分の違法性について

ア はじめに

法第 63 条の条文上は、①被保護者に資力が生じたこと、②返還を求める額が資力が発生した以降に受領した保護金品の範囲内であることが要件となることが明らかである。

また、法第 63 条は、返還を求める額については「保護の実施機関の定める額」と額を特定せず、前記の要件を満たすことを前提として、保護の実施機関に裁量権を認めている。保護の実施機関に裁量権が認められる場合であっても、裁量権の逸脱または濫用があったときには違法性が認められうるため、この点についても検討を行う必要がある。

イ 返還を求める額が資力の範囲内であることが法第 63 条の要件となるかについて

本件では、処分庁は、株式を購入した時点での資力の発生を認定しつつ、株式の売却額を基準として保護費の返還を求めており、審査請求人もこれを争うものである。法第 63 条は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」と規定するのみで、被保護者に生じた資力の額と返還を求めうる額との関係については、条文上、明示的に示されていない。そこで、そもそも保護の実施機関が返還を求める金額が、被保護者に生じた資力の範囲内であることも法第 63 条の要件となるかについて検討をする。

この点、生活保護法上の「保護は、生活に困窮するものが、その利用しうる

資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（法第4条第1項）ところ、急迫の場合等の一定の状況においては、保護の補足性の要件を欠く場合であっても保護が継続される場合がありうる。このような場合の事後的な処理として、保護の要件を欠いていたとして、保護の（一部）取り消しまたは保護の遡及変更により、保護決定の効力を失わせたうえで、戻入等の方法により不当利得の返還を求める方法もありうるが、法第63条は一旦された保護の処分はそのまま有効なものとしつつも、法第4条第1項の定める補足性を担保するための代替的な措置を認めたものである。

そうだとすれば、法第63条は、補足性の要件を欠く範囲内、すなわち被保護者に生じた資力の範囲内で保護の実施機関に費用返還を行うことを認めたものであり、上記の①被保護者に資力が生じたこと、②返還を求める額が資力が発生した以降に受領した保護金品の範囲内であることに加えて、③返還を求める額が、資力の範囲内であることも法第63条の要件であると解される。

ウ 法第63条の各要件の検討について

(ア) 資力の発生について（被保護者が株式を保有した場合の資力の対象および発生時期について）

a 保有した株式が資力にあたるかについて

法定受託事務の処理基準である次官通知は、「第3 資産の活用」において「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること」としている。また、課長通知は、同じく「第3 資産の活用」において「問8-2 債権の保有は認められないこととなっているが、有価証券はすべて保有が認められないのか」という問いに対して「株券、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券は、保有を認められない」との回答をしている。

したがって、株式という保有が認められない資産を保有することにより「資力」を有するに至ったものといえる。

b 資力が発生した時点について

本件においては証券会社を通じた買い付けの注文により審査請求人が株式を購入した時点で、上記のとおり保有が認められない株式という資産を保有することにより「資力」を有するに至ったものと考えられ、株式購入日を資力の発生日として認定する点で、本件処分は妥当なものと考えられる。

c 審査請求人の主張についての検討

(a) 交互計算に関する主張について

審査請求人は証券会社を介在した証券取引は、交互計算取引にあたり、合計18回株式の売買を行い、その売買の結果に基づいて平成

30年7月27日に受け取った504,869円が現実化した資力となる旨主張する。

この点、交互計算とは、商人間または商人と非商人との間で平常取引をなす場合において、一定の期間内の取引より生ずる債権・債務の総額につき相殺をなし、その残額の支払いをなすべきことを約する契約をいう。また、一定期間内の取引から生ずる各個の債権・債務は独立性を失い、その結果、当事者は個々の債権を行使することができないという効果を生ずることとなる（交互計算不可分の原則）。

本件において審査請求人の利用した証券会社の総合取引約款において、審査請求人の利用する証券会社の取引を交互計算とする旨の明示の条項は存在しない（甲第6号証）。

また、同約款によれば、証券会社は、有価証券の売却の注文を受けた場合は、相当の時間内に執行しなければならず（約款第28条第1項）、売却された有価証券により生じた預り金については、特段の申し出がない限りMRFの購入に充てられ（約款第90条第1項、第108条および第109条第3号①）、金銭の引き出し請求があればMRFを換金して引き出しに応じることとなる（約款第96条および第109条第2号）。

以上のような審査請求人の利用する証券会社の取引約款の内容からすると、審査請求人は、証券会社との取引期間内の任意の時点において、保有する株式を売却して、引き出し請求をすることが可能であり、その都度毎の相殺処理が生じるとしても、一定の期間内の取引より生ずる債権・債務の総額につき相殺をなし、その残額の支払いをなすことを約する交互計算契約の合意があったものとは認められない。

- (b) 株式の保有により生じた資力が株式の売却により再度保有が容認される預金となるとの主張について

審査請求人は、この400,000円は、一度は株式を購入することによって有価証券に転化して保有が認められない財産となったが、その後処分庁の指導に従い株式を売却して預金債権化することによって、再び保有が認められるべき財産になったと考えられる旨主張する。

しかしながら、少なくとも株式が保有されるに至った当該時点においては、生活の維持には必要のない株式という資産であることが明らかになった以上、同株式が売却され再度、預金債権となったとしても、いったん生じた資力が失われるものではなく、売却代金相当額の資力は継続して保有されているものと考えられる。

したがって、一度は株式を購入することによって有価証券に転化して保有が認められない財産となったが、その後預金債権化することによって、再び保有が認められるべき財産になった旨の審査請求人の主張は採用できない。

(イ) 返還を求める額が資力が発生した以降に受領した保護金品の範囲内であること

本件では、平成 29 年 2 月 23 日に審査請求人が〇〇〇〇の株式を購入し、その後、各株式を購入しているところ、各株式の購入による資力の発生日以降に、平成 30 年 7 月 18 日付けの生活保護費返還決定による 394,232 円を控除してなお、少なくとも本件処分額相当額 724,217 円が保護費用として支給されていることが確認されている（乙第 2 号証）。

したがって、本件処分は法第 63 条が定める返還を求める額が資力が発生した以降に受領した保護金品の範囲内であることの要件を満たしているといえる。

(ウ) 返還を求める額が資力の範囲内であること

a 審査請求人に生じた資力の額について

被保護者が保護の受給中に株式を購入した場合、さらには、株式の売買が繰り返された場合の法第 63 条の適用方法について、提出された物件等の範囲では厚生労働省からの通達等は確認できず、また、他自治体の運用事例集についても事実上の参考としうる資料となるものの法定受託事務の処理基準と異なり法令解釈についての拘束力を生じさせる性質のものではないため、法第 63 条や法第 4 条の趣旨にのっとって解釈することとなる。

本件においては、前記のとおり株式の購入により株式という保有が容認されない資産を保有したこととなる。その後、株式を売却した後においては証券会社への預り金返還請求権、約款により MR F が購入されたのちにおいては MR F、金銭の引き出し請求により銀行預金に振り込まれた後には預金債権にそれぞれ転化しているものの、そのいずれの段階においても、保有が容認できない資産の状態であったと考えられる。

そうだとすれば、株式の購入によりいったん保有が容認できない資産を有するにいたった後においては、株式を売却し証券会社への預り金返還請求権を有するに至った時点、約款により MR F が購入された後に MR F を保有するに至った時点、株式の再度の購入申し込みにより株式を保有するに至った時点、金銭の引き出し請求があった後に審査請求人の口座に振り込まれ預金債権となった時点のいずれの時点においても、資産の内訳に変更はあるものの、同じく保有が容認できない資産を有していたにすぎず、

株価の変動等に伴う変動以上の資産の額の増減があるとは考えられない。審査請求人の利用すべき資力としては、同一時点で有している①保有する株式の評価額、②MR Fの保有額、③証券会社への預かり金返還請求権の合計額が上限になるものと考えられる。

本件では、審査請求人の保有していた株式の価格は、購入時点と売却時点しか証拠上は不明であるところ、審査請求人の保有していた①ないし③の合計額の上限として証拠上明らかであるのは、平成30年7月6日時点のMR Fの保有残高507,861円であり（乙第2号証）、この額が審査請求人の有していた資力の上限額といえるのであるから、法第63条によって返還を求めうる額も同額が上限となると考えられる。

本件処分通知では処分庁は、「株式購入日を資力の発生日」として認定しつつも、「資力」の額は明示しておらず、「それぞれの株式売却合計金額から源泉徴収税を引いた合計724,217円を生活保護法第63条に基づき返還を求めます。」との記載をしており、株式の売却合計額を審査請求人の「資力」として判断したのか、条文上要求されていない返還を求める額が「資力」の範囲内であるとの要件が必要であるとの前提に立たず、単に「保護の実施機関の定める額」の裁量権の行使として株式の売却合計額を定めたのかのいずれかは判然としない。しかしながら、株式の売却合計額を審査請求人の「資力」として判断した場合には、本件のように株式の購入と売却が繰り返された場合、株式の売却合計額を単純に加算していくと、同じく保有が容認できない資産の中で、資産の内容に変動があっただけであり、実際には換価して保護費の代替として利用できる資産は増えていないにもかかわらず、株式の売却のたびに資力の増加があったことになり、そもそも被保護者に返還が不能な額の保護費用の返還をなしうるようになるがこのような資力の認定方法は妥当性を欠くと考えられる。

b 購入代金を経費として控除すべきとの主張について

審査請求人は、株式の購入代金は、株式の売却代金を得るにあたって必要な費用（経費）であることはあきらかであるので収入に関する必要経費（次官通知第8の3(1)および(2)）の考え方に鑑みれば、株式売却代金から株式購入代金を控除して「資力」を計算すべきである旨主張する。

しかながら、審査請求人の主張する次官通知第8の「収入」に関する各規定は、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入との対比によって、保護の要否および程度を決定するという次官通知第10の規定を前提として、月毎の収入の認定するための規定である。資産等を中心とする「資力」の算定にあたって、この場合の保護の要否および程度を決定するための次官通知第8の「収入」に関する各規定が、資産の保有が問題となる法第63条の判断にあたって当然に適用されるとはいえない。また、次官通知第8の「収入」に関する各規定を適用しうるとしても、

控除しうるのは第8の3(2)エ(イ)の「その他の臨時収入」を受領する場合に交通費等を必要とする場合の必要経費と世帯合算額8,000円(月額)に限られ、審査請求人のような、株式の購入費用を控除するとの考え方は適用できない。

したがって、収入に関する必要経費(次官通知第8の3(1)および(2))の考え方に鑑みれば、株式売却代金から株式購入代金を控除して「資力」を計算すべきである旨の審査請求人の主張は採用できない。

(エ) 返還額を定めるにあたっての裁量権の行使に逸脱または濫用が認められないか

法第63条は、返還を求める額については「保護の実施機関の定める額」と額を特定せず、前記の要件を満たすことを前提として、保護の実施機関に裁量権を認めているが、本件において、処分庁が審査請求人の主張するようなパソコン教室授業料、日商PC検定料等の各費用を自立更生費として控除しなかったことが、裁量権の逸脱または濫用に当たるかが問題となる。

この点、法第63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、費用の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に費用の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実を誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、または、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱しまたはこれを濫用したしたものとして違法となると解するのが相当である。

本件において関連する通知のうち取扱通知1(1)は「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、原則としての全額返還を定めるとともに、ただし書においても、「次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」旨定めており次官通知第8の3(3)に該当する場合であっても、保護の実施機関の裁量を全く認めないものとは読み取れない。また、実質的にも、月毎に支給される保護費用の算定にあたって経常的な収支の計算において自立更生計画の範囲内で自立更生費を収入認定額から控除するかどうかという収入認定の問題と、過去に支給済みの保護費用の返還を求めるにあたってすでに支出された費用をどのように考えるかという法第63条の適用の問題は、状況が異なる以上、その判断が異なることもありうるものと考えられる。

本件では、審査請求人の主張するパソコン教室授業料、日商PC検定受験料等の各支出をしていること(乙第4号証)が認められる一方、本件処分を

決定する際に用いた検討資料にもこれらの費用の支出が認定の可否以前に費目として記載されておらず（乙第2号証）、処分庁がこれらの費用の支出については処分の前提となる事実の基礎とはしてなかったと考えられる。しかしながら、取扱通知が原則としての全額返還を定めていることや、毎月の収入の認定をする場面とは異なることに照らしてみれば、本件処分の内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとまでは認められない。

エ 小括

以上の法第63条の各要件を検討した結果によれば、上記ウ（ウ）aのとおり審査請求人の有していた資力の上限額、すなわち法第63条によって返還を求め得る額の上限は507,861円である。これに対し、平成30年8月7日に処分庁の法第63条の返還命令に応じて審査請求人は394,232円を返還しているのであるから、残りの113,629円が本件処分により返還を求め得る額の上限となる。

したがって、本件処分の返還命令額の724,217円との差額である610,588円の返還を求める部分は、法第63条の要件を満たさず違法であると言える。

(2) 手続的違法の主張について

審査請求人は、処分庁が認定した売却金額および源泉徴収税の金額が記載されていないという行政手続法第14条第1項本文に反する違法がある旨主張する。

この点、行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、名あて人に直接に義務を課しまたはその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。どの程度の理由を提示すべきかは、上記の趣旨に照らして、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否および内容ならびに公表の有無、当該処分の性質および内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

本件処分通知には、本件処分の根拠となる規定およびその原因となる事実が記載されているところ、法第63条の定める要件は複雑とはいえ、本件通知書の記載は、処分庁が株式購入日を資力の発生日として認定したこと、株式売却合計額から源泉徴収税額を引いた額の返還を求めていることを審査請求人が了知し得るものであり、行政手続法第14条第1項本文の理由提示として欠けるところはないというべきである。

これに対し、審査請求人は、処分庁が認定した売却金額および源泉徴収税の金額が記載されていないという理由付記に関する違法がある旨主張するが、本件処分通知には、各株式の銘柄、購入日、売却日が明記されており、これらの金額内訳については、審査請求人自身がインターネット上での取引履歴の確認を行うこと、または取引を行っていた証券会社からの取引履歴の開示を得ること等により

容易に確認が可能なうえ、上記の行政手続法第14条第1項本文の趣旨や本件処分
の根拠法の規定内容等に照らせば、同項本文が本件処分の理由として審査請求人
が主張するような事実の記載まで要求しているものとは解されず、審査請求人の
主張は採用できない。

また、本件処分通知の理由欄には、平成30年7月17日に購入した株式の銘柄
が記載されていないものの、同日に審査請求人が購入した株式は〇〇〇〇のみで
あり、上記と同様に審査請求人自身がインターネット上での取引履歴の確認を行
うこと等により容易に確認が可能であり、行政手続法第14条第1項本文が求める
理由の記載の不備があるとまでは認められない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求に係る処分のうち610,588円の返還を求める部分
は違法であるから行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき取り消されるべき
であり、その余の部分(113,629円の返還を求める部分)についての審査請求に
は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべき
である。

第6 審査庁の裁決の考え方

審理員意見書のとおり、本件審査請求に係る処分のうち610,588円の返還を求
める部分は違法であるから取り消すとともに、その余の部分(113,629円の返還を
求める部分)についての審査請求には理由がないから棄却する。

第7 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等
の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのお
り審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 行政手続法上の違法に係る判断について

- (1) 行政手続法第14条第1項は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名
宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないとしている。
- (2) 同項の規定に基づく理由付記については、最高裁判所平成23年6月7日第三
小法廷判決(民集65巻4号2081頁)によれば、「不利益処分をする場合に同
時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接
に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁
の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を
名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される」と
し、「同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同
項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分
基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の

原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」とされている。

- (3) 本件生活保護費返還決定通知書では、処分庁が株式購入日を資力の発生日として認定したこと、それぞれの株式売却金額の合計額から源泉徴収税額を引いた合計額の返還を求めていることや返還決定額、各株式の銘柄、購入日、売却日が明記されているが、処分庁が認定した株式売却金額および源泉徴収税額が記載されていない。

処分庁はそれぞれの数値は審査請求人が把握しているものであると主張しているが、処分庁が認定した株式売却金額および源泉徴収税額が示されておらず、計算の基礎となるものもはっきりとしない。その結果として、審査請求人は処分の理由の記載のとおり計算しても結果が本件処分の返還額と異なると主張しており、理由付記の趣旨である、審査請求人が審査請求をするにあつての不服の申立に便宜を与えるという趣旨に反した結果となっている。

したがって、本件処分における理由付記は、行政手続法第14条第1項の要求する理由付記に誤りがあり、違法なものとして取消しを免れない。

3 生活保護法第63条に基づく返還額に係る判断について

本件においては、2のとおり、行政手続法上の違法があり、処分の取消しを免れないものであるが、以下、本件における返還額決定における算出方法や考慮すべき事項について述べる。

本件乙第5号証のケース記録票からは、平成26年12月17日に「株で利益が出て収入認定するので主にお金が入るわけではなく、損失が出た場合は自己責任になるのでリスクが高い割にメリットがない」、平成29年2月20日に「生活保護上株式の運用というのはあまり馴染まないものである旨を説明し、株式を購入した時点を資力の発生日として、利益が出た際には返還や収入認定の対象となるため、収入があった際には必ず報告するよう伝えた」とあり、少なくともこの時期までは、株式の保有が認められ利益分のみが収入認定の対象となるかのような説明がされており、生活保護制度上、株式の保有および運用が認められていないことを明確に説明できていない。この旨が審査請求人に明確に説明されていれば、本件のような多大な返還額の請求に至ることはなかったと考えられる。

また、複数回、同一口座にて株式の購入と売却が繰り返された場合、株式の売却合計額を単純に加算していくと、第5の2の(1)のウの(ウ)の審判員意見書のとおり、保有が容認できない資産の中で資産の内容に変動があっただけであり実際には換価して保護費の代替として利用できる資産は増えていないにもかかわらず、株式の売却のたびに資力の増加があったことになり、そもそも被保護者に返還が不能な額の保護費用の返還を命じることになる。

上記のような状況を踏まえると、本件において被保護者に対し極めて大きな

経済的負担を負わせるこのような資力の認定方法は妥当性を欠くと考えられる。

また、審査請求人の主張する自立更生費に関しては、甲第4号証によればパソコン関連の費用が支出されていることが認められるが、この点について十分考慮されたか否かは判然としない。

こうしたことから、返還額については第5のウの（ウ）のaの審理員意見書の考え方なども一定参考にするとともに、自立更生費について控除対象となるものがあるかどうかを含めて改めて検討した上で決定されたい。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和2年1月30日	・ 審査庁から諮問を受けた。
令和2年5月15日	・ 審査請求人から主張書面の提出を受けた。
令和2年7月22日 (第18回第二部会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。
令和2年9月23日 (第19回第二部会)	・ 審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
令和2年11月9日 (第20回第二部会)	・ 事案の審議を行った。
令和3年1月18日 (第21回第二部会)	・ 答申案について審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第二部会

委員（部会長） 羽 座 岡 広 宣

委員 須 藤 陽 子

委員 辻 惠 子